

第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画

第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画

<目 次>

はじめに	3
ユニバーサルデザインとは	3
第1章 計画の基本的な考え方	
I 計画策定の趣旨	4
1 経緯	4
2 ユニバーサルデザインをとりまく社会の変化	5
3 計画策定の趣旨	5
II あるべき姿と課題	6
1 ユニバーサルデザインのまちづくりのあるべき姿	6
2 推進計画 2007-2010 の検証	6
3 課題	8
III 計画の実施に向けて	9
1 計画の目標	9
2 重点的に取り組む項目	9
3 計画の進め方	9
IV 計画の期間と進捗管理	10
1 計画の期間	10
2 計画の進捗管理	10
3 計画の見直し	10

第2章 計画の取組

I	計画の体系	11
II	重点的に取り組む項目	12
III	施策体系	14
1	みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくり	14
(1)	みんなで考え行動するユニバーサルデザイン	14
(2)	みんなで学ぶユニバーサルデザイン	15
(3)	ユニバーサルデザインを担う仲間づくり	16
2	だれもが暮らしやすいまちづくり	17
(1)	安全で自由に移動できる環境	17
(2)	安心して快適に過ごせる環境	18
3	だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供	20
(1)	使いやすいものづくりの応援と利用促進	20
(2)	だれもがわかりやすい情報の提供	21
(3)	良質なサービスの提供	22
IV	ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるしくみ	23
1	推進体制	23
(1)	県の推進体制	23
(2)	さまざまな主体との連携	24
2	皆さんへの期待	25
(1)	県民の皆さん一人ひとりへの期待	25
(2)	市町への期待	25
(3)	ユニバーサルデザインアドバイザーへの期待	26
(4)	NPO・地域の団体への期待	26
(5)	企業・事業者への期待	26
V	指標一覧	27

はじめに

ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、普遍的な、全体の、という意味であるユニバーサルという言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすることをいいます。

また、今日では、情報、サービスを含む「すべての人が生活しやすい社会デザイン」といった、より広い概念として使われています。

このユニバーサルデザインの考え方は、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービス等、何かをする時には、それを利用するさまざまな人の立場に立って考え、実行する」ということです。

この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学(アメリカ合衆国)のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7つの原則が提唱されています。

ユニバーサルデザインの7つの原則

1. だれでも使えて手にいれることができる (公平性)
2. 柔軟に使うことができる (自由度)
3. 使い方が簡単にわかる (単純性)
4. 使う人に必要な情報が簡単に伝わる (わかりやすさ)
5. 間違えても重大な結果にならない (安全性)
6. 少ない力で効率的に、楽に使える (省体力)
7. 使うときに適当な広さがある (スペースの確保)

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

1 経緯

障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いです。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりがお互いの価値を認め合いながら、自由に行動し安全で快適に生活できるまちづくりが必要になります。

しかし、私たちをとりまく環境や制度等には、さまざまなバリア（障壁）が存在し、すべての人が円滑に社会活動に参加しているとは言い難い状況にあります。

そのため、三重県では、高齢者や障がいのある人等の社会参加を困難にしているバリアを取り除いていくこととし、平成11年4月に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を施行し、この条例に基づく「三重県バリアフリーのまちづくり推進計画」に沿って、さまざまな取組を進めてきました。

しかし、これからのまちづくりにあたっては、はじめからバリアをつくらないようにしていくという、ユニバーサルデザインの考え方も重要になってきました。

そこで、今あるバリアを取り除くというバリアフリーの取組とともに、「あらかじめ」「さまざまな人々が利用しやすい」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を、平成19年3月に「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（以下、「条例」といいます。）」に改正しました。

その上で、条例第8条に基づき、県議会の議決を経て、平成19年度から22年度までを計画期間とする「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2007-2010（以下、「推進計画2007-2010」といいます。）」を平成19年7月に策定・公表し、さまざまな取組を進めてきました。

具体的な取組として、地域での啓発活動でリーダー的な役割を担うユニバーサルデザインアドバイザーの養成や、学校等への出前講座を実施するなど人材育成に力を入れてきました。

また、安全で自由に移動できる環境をめざし、鉄道駅のバリアフリー化に取り組み、事業者、国、関係自治体の協働により、県内の主要駅にエレベーターが設置されました。

2 ユニバーサルデザインをとりまく社会の変化

平成19年の条例改正から現在までの間、国連総会において採択された「障害のある人の権利に関する条約」について、日本政府が署名するなど、障がい者の人権に関する大きな動きが生じています。

また、平成20年には、政府がバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する基本方針である「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」を閣議決定し、より一層の推進をはかるなどの動きもありました。

近年、ユニバーサルデザインの計画や指針を策定している地方自治体も数多くあり、広く自治体に浸透しています。

3 計画策定の趣旨

本推進計画は、こういった社会の変化に注視しながら、引き続きユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくために、これまでの取組を検証した上で、平成23年(2011年)度以降の取組について、県の取組の方向性と具体策を示し策定しています。

Ⅱ あるべき姿と課題

1 ユニバーサルデザインのまちづくりのあるべき姿

条例の理念である「あらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できる」社会の実現のためには、県民の皆さん一人ひとりが「ユニバーサルデザインの考え方」を自分自身の問題として捉え、行動できる社会が必要であると考えています。

2 推進計画 2007-2010 の検証

推進計画 2007-2010 では、条例の基本方針に基づいて、4つの施策体系により取組を進めてきました。その検証結果は以下のとおりです。

(1) みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくり

県民の皆さんのユニバーサルデザインの認知度や、次世代を担う子どもたちへの学校講座の実施数、ユニバーサルデザインアドバイザーの養成数等は、数値目標に対しておおむね順調に推移しています。

また、ユニバーサルデザインアドバイザーが市町や社会福祉協議会と連携し、学校講座を実施するなど、ユニバーサルデザインの取組が展開されている地域もあります。

しかし、ユニバーサルデザインの認知度の上昇が、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービス等、何かをする時には、それを利用するさまざまな人の立場に立って考え、実行する」というユニバーサルデザインの考え方を理解し、行動しているということに結びつかず、言葉の理解にとどまっているという面があります。

指 標	18年度(※1)	現状値 (21年度)	数値目標 (22年度)
ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合	33%	39%	40%
県の派遣によりユニバーサルデザインのまちづくり学校講座を実施した学校の数	24校/年	22校/年	30校/年
ユニバーサルデザインアドバイザー数(累計)	785人	1,022人	1,025人

※ 1 18年度の数値は推進計画 2007-2010 の策定時における指標の現状値を表しています。

(2) だれもが暮らしやすいまちづくり

鉄道駅のバリアフリー化は、数値目標に対しておおむね順調に推移しています。また、商業施設等のバリアフリー化についてもおおむね順調に推移しています。しかし、ハード面の整備が進む一方で、車いす利用者用駐車区画の不適正利用等、利用する側のマナーの問題や、通路に物が置かれているなど、施設や設備を管理する側のユニバーサルデザインに関する理解の不足等により、整備された施設等が十分に生かしきれていない事例も生じています。

指 標	18年度(※1)	現状値 (21年度)	数値目標 (22年度)
エレベーターが設置されている駅の数(累計)	12 駅	13 駅	15 駅
商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	1,295 施設	1,855 施設	2,075 施設

※1 18年度の数値は推進計画 2007-2010 の策定時における指標の現状値を表しています。

(3) だれもが使いやすいものづくり

企業・事業者に対するユニバーサルデザイン講座の実施や、ユニバーサルデザインに配慮した製品開発等の項目は、数値目標に対しておおむね順調に推移しています。

しかし、ユニバーサルデザインに配慮した製品が幅広く知られている状況にはなく、製品の情報提供や利用促進等について、より一層の取組が必要です。

指 標	18年度(※1)	現状値 (21年度)	数値目標 (22年度)
県の派遣によりユニバーサルデザインのまちづくり研修を実施した企業等の数	4 社/年	7 社/年	6 社/年
ユニバーサルデザインに関する技術開発件数(累計)	3 件 (17年度)	5 件 (20年度)	5 件

※1 18年度の数値は推進計画 2007-2010 の策定時における指標の現状値を表しています。

(4) だれもがわかりやすい情報と良質なサービスの提供

広報紙等の県民の皆さんに対する情報提供の項目で、数値目標をすでに達成するなど順調に推移しています。

しかし、県職員のユニバーサルデザインに関する理解度の項目では、74%(21年度)にとどまっており、より一層の取組が必要です。

指 標	18年度(※1)	現状値 (21年度)	数値目標 (22年度)
県からの情報提供や情報公開などを通じて、県からの情報が県民に十分に伝わっていると感じている人の割合	46.5%	72.0%	60.0% (72.0% ※2)
手話通訳者および要約筆記者登録者数	283人	355人	357人
ユニバーサルデザインのまちづくりに対する県職員の理解度	—	74%	100%

※1 18年度の数値は推進計画 2007-2010 の策定時における指標の現状値を表しています。

※2 当該指標は、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の施策524「県情報の効果的な発信による情報共有化の推進」の主指標でもあり、平成21年度実績をふまえて、第二次戦略計画の22年度の目標値を修正しています。その修正した数値を()書きで記載しています。

3 課題

推進計画 2007-2010 の検証から見ると、市町や企業・事業者をはじめ、県民の皆さんに対するユニバーサルデザインの言葉や定義に関する啓発は進んでいますが、バリアフリー化された施設等が、施設等を管理する側のユニバーサルデザインに関する理解の不足や、利用する側のマナーの問題等により、生かしきれていない事例が生じているのが現状です。

このことから、ユニバーサルデザインの考え方の浸透に向けた取組が十分に進んでいないところに、現在の課題があると考えられます。

Ⅲ 計画の実施に向けて

1 計画の目標

ユニバーサルデザインのまちづくりのあるべき姿を実現するにあたっては、地域社会や県民の皆さんに密着した市町や社会福祉協議会、学校等の役割は大きいものがあります。

本推進計画では、市町、社会福祉協議会、学校等でユニバーサルデザインの考え方が浸透し、これらの主体が中心となって、NPOをはじめとする地域の団体や企業等とともに、地域における身近な課題に取り組む社会をめざします。

2 重点的に取り組む項目

計画の目標の実現に向けて取り組むために、これまでの取組の検証で明らかになった課題に対して、より一層力を入れていく必要があります。

このため、本推進計画では、「ユニバーサルデザインの意識づくり」を重点的に取り組む項目とします。

ユニバーサルデザインの「意識づくり」を進めます

3 計画の進め方

本推進計画を進めるにあたり、施策体系をよりわかりやすくするために、これまでの4つの体系を、条例の基本方針に合わせた3つの体系とし、計画の目標を達成するため、さまざまな取組をこの施策体系のもとに進めていきます。

また、ユニバーサルデザインのまちづくりについては、そこに関わる人々の声やニーズを生かしながら進めることが大切であることから、県民意識調査の結果をふまえ、さまざまな利用者の視点を重視しながら進めていきます。

さらに、市町、社会福祉協議会、学校等において、地域における身近な課題への取組の進展に向けて情報共有と連携をはかるとともに、さまざまな主体とのネットワークが構築されるよう働きかけます。

IV 計画の期間と進捗管理

1 計画の期間

平成23年度（2011年度）から平成26年度（2014年度）までの4年間とします。

2 計画の進捗管理

条例第9条に基づき設置されている三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会において、具体的な取組の進捗状況を毎年度確認し、その結果を公表していきます。

3 計画の見直し

社会情勢の変化やユニバーサルデザインをとりまく動向等をふまえ、具体的な取組内容や数値目標等について、計画期間中であっても、状況により必要があれば見直しを行います。

第2章 計画の取組

I 計画の体系

重点的に取り組む項目

ユニバーサルデザインの「意識づくり」を進めます

- 1 次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進めます
- 2 施設整備を担う人たちへの情報提供とユニバーサルデザインの考え方の共有をはかります
- 3 車いす使用者用駐車区画の適正利用の促進等、県民の皆さんにとって身近なユニバーサルデザインの取組を進めます
- 4 「わかりやすい情報」を提供するための意識づくりを進めます

施策体系

- 1 みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくり
 - (1) みんなで考え行動するユニバーサルデザイン
 - (2) みんなで学ぶユニバーサルデザイン
 - (3) ユニバーサルデザインを担う仲間づくり
- 2 だれもが暮らしやすいまちづくり
 - (1) 安全で自由に移動できる環境
 - (2) 安心して快適に過ごせる環境
- 3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供
 - (1) 使いやすいものづくりの応援と利用促進
 - (2) だれもがわかりやすい情報の提供
 - (3) 良質なサービスの提供

II 重点的に取り組む項目

ユニバーサルデザインの「意識づくり」を進めます

この重点的に取り組む項目については、次の4つを中心に取り組みます。

1 次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進めます

「一人ひとりがお互いの価値を認め合う」という条例の理念の浸透をはかるため、子どもたちに、お互いの違いを理解した上で「支え合うにはどうしたらいいのか」、「住みよいまちはどのようなまちか」等について、自らが考えられることをめざした啓発を学校等と連携しながら進めます。

2 施設整備を担う人たちへの情報提供とユニバーサルデザインの考え方の共有をはかります

施設整備を担う事業者、設計者、施工者、施設管理者の皆さんが活用できる事例集や、施設整備マニュアル等を提供します。

また、ユニバーサルデザインの考え方や条例の理念について共有をはかります。

3 車いす使用者用駐車区画の適正利用の促進等、県民の皆さんにとって身近なユニバーサルデザインの取組を進めます

だれもが暮らしやすいまちづくりを進めるため、車いす使用者用駐車区画の不適正利用や、視覚障がい者誘導用ブロック上への自転車の駐輪等、県民の皆さんにとって身近な課題の解決に向け、利用マナーの啓発等による意識づくりの取組を進めます。

特に、車いす使用者用駐車区画の適正利用については、パーキングパーミット制度も含めて検討を進めます。

4 「わかりやすい情報」を提供するための意識づくりを進めます

情報を発信する際に、カラーユニバーサルデザインの実施や、文書の文字フォントを大きくして作成するなど、「見やすさ」「わかりやすさ」に配慮した「わかりやすい情報の提供」のための意識づくりの実施を進めます。

また、この実施が市町、企業・事業者等に広がるよう情報共有をはかります。

Ⅲ 施策体系

ユニバーサルデザインに関する施策を総合的に実施するため、次の施策体系に沿って事業を実施します。

1 みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくり

ユニバーサルデザインという言葉はよく知られるようになりましたが、県民の皆さん一人ひとりが、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、行動していくためには、今後も継続して普及啓発に取り組むことが求められています。

【取組方向】

- 県民の皆さん一人ひとりや、企業・事業者、行政等がユニバーサルデザインの考え方について理解し、それぞれの活動を通じて実践できるよう、ユニバーサルデザインアドバイザーや地域の団体等と協働しながら啓発活動を進めます。
- 次世代を担う子どもたちに、ユニバーサルデザインについて学ぶ機会を提供するとともに、県・市町教育委員会と連携しながら教職員についても学ぶ機会を提供します。
- ショッピングセンター等における車いす利用者用駐車区画の適正利用に向けた取組については、パーキングパーミット制度も含めた検討や、マナー向上の啓発を進めます。
- 地域におけるまちづくりの活動を担う市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体等との情報共有や連携をはかります。

(1) みんなで考え行動するユニバーサルデザイン

① 「意識」啓発の展開

「社会にはさまざまな人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービス等、何かをする時には、それを利用するさまざまな人の立場に立って考え、実行する」というユニバーサルデザインの考え方が浸透するよう、学校や県民の皆さんへの出前講座、イベント、ホームページ等、さまざまな手段や機会を通じて、広く県民の皆さんへの啓発や情報提供を進めます。

また、県が直接行う講座やイベント等だけでなく、市町や企業・事業者等の広報手段を活用するなど、さまざまな機会を通じて啓発や情報提供を進めます。

② 身近なユニバーサルデザインの実施

だれもが暮らしやすいまちづくりを進めるため、車いす利用者用駐車区画の不適正利用や、視覚障がい者誘導用ブロック上への自転車の駐輪等、県民の皆さんにとって身近な課題の解決に向け、利用マナーの啓発等による意識づくりの実施を進めます。

特に、車いす利用者用駐車区画の適正利用については、パーキングパーミット制度も含めて検討を進めます。

③ 人権尊重の意識の高揚

県民の皆さん一人ひとりが、お互いを尊重し、さまざまな価値観を認め合うなど、ユニバーサルデザインの考え方の基本となる人権尊重意識の高揚に向け、さまざまな主体と連携・協働し、効果的な啓発活動を進めます。

(2) みんなで学ぶユニバーサルデザイン

① 子どもたちへの学習機会の提供

感性豊かな子どもの頃から、ユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めます。このため、子どもたち一人ひとりに対し、お互いの違いを理解した上で、相手の立場に立って考え、行動するというユニバーサルデザインの考え方が浸透するよう、学校等と連携し、出前講座やユニバーサルデザインのまちづくり賞等を通じて、子どもたちへの学習機会を提供します。

また、学校におけるユニバーサルデザインの考え方の普及浸透を進めるため、教職員に対しても、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、授業で実践できるよう、県・市町教育委員会と連携しながら教職員研修等を実施します。

② 地域社会や企業・事業者への学習機会の提供

ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方や必要性について、企業・事業者や自治会等をはじめとする地域の団体へ、出前講座等による学習の機会を提供するとともに、地域や職場で率先して活動する人材育成をはかることを支援します。

また、地域社会への展開にあたり、市町の果たす役割が大きいことから、市町職員に対する学習機会の提供を進めます。

(3) ユニバーサルデザインを担う仲間づくり

① ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材育成

ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進するためには、その理念が広まり、活動が各地域で展開されていくことが必要です。そのために、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うユニバーサルデザインアドバイザーがより活動できるよう、実践的な内容を盛り込んだ講座の開催や、県や市町が実施する出前講座等に積極的に講師として参加できる機会を設けます。

また、ユニバーサルデザインアドバイザーが設立した市民団体の活動を促進するとともに、ユニバーサルデザインに関する情報提供を進めます。

さらに、高齢者や障がいのある人等が安心して社会参加できるよう、地域で支える人材の育成を進めます。

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法：平成 18 年施行）や条例により、地域の総合的・一体的なバリアフリー化に向けた計画的な取組や施設整備が求められています。

【取組方向】

- だれもが安全で自由に移動できるよう、幅が広く段差の少ない歩道や、視覚障がい者誘導用ブロックのある歩行空間、案内表示等の整備を進めるとともに、鉄道駅へのエレベーターの整備等を促進します。
- 施設の整備を進める設計者等への情報提供や、ユニバーサルデザインの考え方や条例の理念についての共有をはかります。
- 建物や公園、道路等をつくる際、さまざまな利用者の視点を生かした計画・整備を進めます。

（1）安全で自由に移動できる環境

① 歩行空間の整備

だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう、幅が広く段差の少ない歩道や、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等、条例の整備基準等に基づき、歩行空間の整備を進めます。

また、高齢者や障がいのある人等が、安全に道路を横断できるよう、バリアフリー対応型信号機等の整備を進めます。

② 交通システムの整備

だれもが利用しやすいよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化をはかります。鉄道駅における円滑な移動の確保のためのバリアフリー化について、鉄道事業者に対して支援を行うとともに、広域かつ幹線のバス路線については、低床バスの導入を促進するなど、交通事業者と行政が連携して交通システムの整備を進めます。

③ 案内表示等の整備

だれもが円滑に移動できるよう、県庁舎や新県立博物館（仮称）等多くの人が利用する県有施設、およびその周辺において、見やすく、わかりやすい案内表示を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点に立った案内表示等の整備を進めます。

さらに、観光地における快適性を高めるため、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど、わかりやすい案内表示等の整備を進めます。

(2) 安心して快適に過ごせる環境

① 施設整備を担う人たちへの啓発

施設整備を担う事業者、設計者、施工者、施設管理者の皆さんが活用できる事例集、施設整備マニュアル等を提供します。

また、ユニバーサルデザインの考え方や条例の理念について共有をはかります。

② 快適に利用できる建築物の整備

だれもが安心・安全で快適に利用できる建築物の整備を進めるため、条例の整備基準に基づき、施設が適切に建築されるよう指導します。

また、県庁舎、新県立博物館（仮称）、県立学校等の県有施設についても、さまざまな利用者の意見を聴き、ユニバーサルデザインの導入を進めます。

さらに、ユニバーサルデザインに配慮した建築物等の事例をホームページ等で紹介します。

③ 快適に利用できる公園の整備

条例の整備基準に基づき、だれもが利用しやすい公園として、アクセス可能な遊歩道や、スロープ、多機能トイレ、わかりやすい案内表示の設置等の整備を進めます。

④ だれもが住みよい住宅の普及

条例に基づき、だれもが安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の整備の促進に向けた情報提供等を進めます。

また、住宅のバリアフリー化に関する相談に対応できる人材を「住まい改修アドバイザー」として「人財バンク」に登録し、広く県民の皆さんに情報を提供します。

3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供

ユニバーサルデザインに配慮したものづくりが進むよう、利用者の理解の拡大とともに、企業・事業者の取組を促進するため、ユニバーサルデザインに関する情報提供や普及のしくみづくり等が求められています。

また、情報の提供にあたっては、視覚や聴覚に障がいのある人をはじめ、さまざまな利用者にわかりやすい形で情報を発信することが求められています。

サービスの提供については、サービスを提供する立場にある者が、利用者本位のサービスの提供をしていくことが求められています。

【取組方向】

- 利用者の要望や期待を反映した製品開発を進めるため、ユニバーサルデザインに配慮したものづくりを担う人たちへの啓発や、利用者の理解の拡大を進めます。
- ユニバーサルデザインに配慮した製品に対する知識を広めるため、県民の皆さんにこれらの製品に関する情報提供を行うとともに、行政における積極的な利用促進をはかります。
- だれもが必要な情報を入手できるよう、県からの情報を発信する職員に向けた「わかりやすい情報の提供」のガイドライン等を作成し、さまざまな手段による情報の提供を進めます。
- だれもが良質なサービスの提供が受けられるよう、行政や企業等へのユニバーサルデザインの啓発を通じて、利用者の要望に応じたサービスの提供の促進をはかります。
- だれもがイベントを楽しむことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮したイベントマニュアルに基づくイベントを実施します。

(1) 使いやすいものづくりの応援と利用促進

① ものづくりを担う人たちへの啓発

ユニバーサルデザインの視点でさまざまな利用者の要望を反映したものづくりが進むよう、企業・事業者や県立工業高等学校等、ものづくりを担う人たちに対し、学習の機会や必要な情報を提供し、企業・事業者の取組の促進をはかります。

② ユニバーサルデザインに配慮した製品開発の支援

ユニバーサルデザインに配慮したものづくりを促進するため、企業・事業者の製品開発等に役立つ支援を行います。

- ③ ユニバーサルデザインに配慮した製品の情報提供
出前講座等の学習の機会やホームページ等を通じて県民の皆さんにユニバーサルデザインに配慮した製品の情報提供を行い、普及を進めます。
- ④ ユニバーサルデザインに配慮した製品の利用促進
行政によるユニバーサルデザインに配慮した製品の導入を積極的に進め、だれもが使いやすい製品の利用促進をはかります。

(2) だれもがわかりやすい情報の提供

- ① わかりやすい情報への意識づくりと提供
情報を発信する際に、だれもが必要な情報を入手できるよう、見やすい色づかいや文字の大きさへの配慮等の「わかりやすい情報の提供」の取組を進めるとともに、ガイドライン等の作成を進めます。
また、この取組が市町、企業・事業者等に展開されるよう情報の共有をはかります。
- ② さまざまな方法を用いた情報の提供
視覚や聴覚に障がいのある人や、日本語でのコミュニケーションが困難な人等、だれもが必要な情報を入手できるよう、県広報紙をはじめとする県政情報の提供や災害情報の伝達等の場面において、さまざまな手段による情報の提供を進めます。
- ③ ネットワークを活用した情報の提供
できるだけ多くの人々が、いつでもどこでも必要な情報を入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。

(3) 良質なサービスの提供

① 利用しやすく満足度が高い行政サービスの提供

ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、行政サービスにおける利用手続きの簡素化をはかるとともに、ユニバーサルデザインを意識しながら、わかりやすい案内表示や、窓口サービスの提供を進めます。

② 満足度の高い顧客サービスの提供

サービス施設や商店、宿泊施設等の企業・事業者や商工会等の団体が、利用者の要望に応じたサービスを提供できるよう、ユニバーサルデザインに関する情報の提供や出前講座等の学習機会の提供を進めます。

③ だれもが楽しめるイベントの実践

県主催のイベントにおいて、会場設営や運営にユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。

また、その手法について、市町や企業・事業者等への展開を進めます。

IV ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるしくみ

1 推進体制

(1) 県の推進体制

① 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、条例第9条に基づき、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」を設置しています。

推進協議会での推進計画の進捗状況や課題に関する審議をふまえて、効果的に取組を進めます。

② 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進本部

総合的な取組を推進するため、県庁内各部局長等で構成される「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進本部（本部長：健康福祉部長）」を設置しています。

推進本部では、推進計画の進捗状況の把握や、全庁的に取り組むべき課題について協議するなど、一層のユニバーサルデザインのまちづくりの推進をはかっていきます。

③ 県庁内の人材育成

新規採用職員研修やユニバーサルデザインセミナー等により、ユニバーサルデザインのまちづくりに関するさまざまな情報の提供や、研修等の学習機会を提供し、県庁内の人材育成をはかります。

また、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する知識を生かして業務で実践するユニバーサルデザインサポーター等の人材育成をはかっていきます。

(2) さまざまな主体との連携

① 市町との連携

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のためには、より地域社会や県民の皆さんに密着した行政機関である市町の役割が大きいことから、市町担当者会議を定期的で開催し、ユニバーサルデザインに関する情報提供や協議を行います。

また、地域の団体等が実施するユニバーサルデザインの取組において、市町との連携がはかられるよう支援します。

② 社会福祉協議会との連携

より地域に根ざした福祉教育活動を実践する県・市町社会福祉協議会と、学校講座等での情報共有や連携をはかります。

③ 学校等との連携

子どもたちに「一人ひとりがお互いの価値を認め合う」という条例の理念やユニバーサルデザインの考え方の浸透をはかるため、学校、教職員等との連携をはかります。

④ ユニバーサルデザインアドバイザーとの連携

ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて、各地域で展開されるよう、地域での啓発活動においてリーダー的な役割を担うユニバーサルデザインアドバイザーと連携をはかりながら啓発活動を進めます。

また、地域における身近なユニバーサルデザインの取組については、ユニバーサルデザインアドバイザーと市町の連携がはかられるよう支援します。

2 皆さんへの期待

ユニバーサルデザインのまちづくりは、県の取組だけでなく、県民の皆さんをはじめとするさまざまな主体が自ら参加し、主体的に取り組んでいくものであり、さまざまな主体が自らの役割を果たすことに努め、協力し合うことで、だれもが暮らしやすい社会の実現をめざすものです。

そのような社会の実現のために、それぞれの主体に期待される役割や取組について「皆さんへの期待」として示し、それぞれの立場からユニバーサルデザインに取り組んでいただくことを期待しています。

(1) 県民の皆さん一人ひとりへの期待

だれもが自由に移動でき、社会参加できるユニバーサルデザインのまちづくりを実現するためには、交通環境や施設の整備に加え、県民の皆さん一人ひとりが、ユニバーサルデザインのまちづくりについて学び、考え、実践するとともに、利用者の立場からの積極的な参画が期待されます。

また、それぞれの家庭や地域において、お互いの個性を認め、相手の立場に立って考えられるような教育を行うことや、車いす使用者用駐車区画の不適正利用等、高齢者や障がいのある人等の移動の妨げになる行為をしないことが求められます。

さらには、災害時の情報や防災等の安全・安心に関する情報が、近隣の高齢者や障がいのある人、日本語でのコミュニケーションが困難な人等に伝わるよう、県民の皆さん一人ひとりが、地域で日頃からお互いにコミュニケーションを取り合っていくことが求められます。

(2) 市町への期待

ユニバーサルデザインの推進において、地域社会や県民の皆さんに密着した行政機関である市町の役割は大きく、まちづくりや各種行政サービスの提供等、さまざまな分野における自主的かつ実践的な取組が必要となります。

このことから、ユニバーサルデザインに関する推進組織の設置や、バリアフリー法に基づく基本構想の策定等、市町の課題に応じた取組が求められます。

また、地域の団体や社会福祉協議会等との連携・協働により、各地域でのユニバーサルデザインの展開を担うことが求められます。

さらには、行政の運営にあたって、わかりやすく住民の皆さんに情報を伝えることに留意し、カラーユニバーサルデザインの取組や文書の文字フォントを大きくして作成するなどの取組について推進することが期待されます。

(3) ユニバーサルデザインアドバイザーへの期待

ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて、各地域で展開されるよう、地域での啓発活動においてリーダー的な役割を担うことが期待されます。

また、地域でのユニバーサルデザインの展開について、積極的な参画が期待されます。

さらには、社会環境の変化に対応して、ユニバーサルデザインアドバイザーとしてのレベルアップをはかることが期待されます。

(4) NPO・地域の団体への期待

さまざまな分野で幅広い活動を行うNPOや地域の団体は、行政と企業・事業者、県民の皆さんをつなぐ役割が期待され、社会を支える重要な担い手の一つです。

このことから、ユニバーサルデザインの展開にあたって、行政、企業・事業者、他のNPOや地域の団体、県民の皆さんと連携・協働し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための活発な活動を行うことが期待されます。

また、NPOや地域の団体が、それぞれの組織の中でユニバーサルデザインに関する学習機会を設け、活動の拡大・充実をはかることが期待されます。

(5) 企業・事業者への期待

企業・事業者は、県民の皆さんの身のまわりに商品やサービスを実際に提供する立場として、できる限り多くの利用者の利便性や快適性を高めるため、さまざまな立場にある利用者の期待や要望を把握し、よりユニバーサルデザインに配慮された製品やサービスの提供へと進化していく取組が期待されます。

また、製品そのものだけでなく、その製品の広報、利用方法の説明、販売方法等、あらゆる面においてユニバーサルデザインを意識することが期待されます。

そして、これらの実践のため、ユニバーサルデザインに関する理解や、企業・事業所内での学習機会の提供が期待されます。

V 指標一覧

重点的に取り組む項目

	指 標	現状値 (21年度)	目標値 (26年度)
1	県・市町が実施するユニバーサルデザインのまちづくり学校講座の参加者数 【健康福祉総務室】	3,081 人/年	4,200 人/年
2	県・市町が実施する施設整備を担う民間事業者、行政職員を対象とした施設整備に関する説明会等の実施数 【健康福祉総務室】	1 回/年	5 回/年
3	県・市町・地域の団体等が実施する車いす使用者用駐車区画の啓発回数 【健康福祉総務室】	—	30 回/年
4	わかりやすい情報の提供に対する県職員の認識度 【健康福祉総務室】	—	100%

施策体系

1 みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくり

	指 標	現状値 (21年度)	目標値 (26年度)
1-(1) ①	ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合 【健康福祉総務室】	39%	50%
1-(1) ①	ユニバーサルデザインのまちづくり講座等の参加者数 【健康福祉総務室】	4,714 人/年	7,000 人/年
1-(1) ②	県・市町・地域の団体等が実施する車いす使用者用駐車区画の啓発回数（再掲） 【健康福祉総務室】	—	30 回/年
1-(1) ③	一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できることに対する満足度【人権・同和室】	—	32.0%
1-(1) ③	人権イベント・講座等の参加者数 【人権・同和室】	33,820 人	36,500 人
1-(2) ①	県・市町が実施するユニバーサルデザインのまちづくり学校講座の参加者数（再掲）【健康福祉総務室】	3,081 人/年	4,200 人/年
1-(2) ②	県・市町が実施するユニバーサルデザインの研修を受講した企業や自治会等の数【健康福祉総務室】	9 団体/年	15 団体/年
1-(3) ①	ユニバーサルデザインアドバイザーフォローアップ講座の受講者数 【健康福祉総務室】	101 人/年	120 人/年
1-(3) ①	ユニバーサルデザインのまちづくり講座に講師として参加したアドバイザー等の数【健康福祉総務室】	200 人/年	330 人/年
1-(3) ①	認知症サポーター数（累計） 【長寿社会室】	34,607 人	80,000 人

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

	指 標	現状値 (21年度)	目標値 (26年度)
2-(1) ①	安全に移動できる歩道整備延長 【維持管理室】	1,213km	1,239km
2-(1) ①	主な生活関連経路におけるバリアフ リー対応型信号機の整備率 【警察本部交通規制課】	75.2%	78.0%
2-(1) ②	エレベーターが設置されている駅の 数(累計) 【健康福祉総務室】	13 駅	25 駅
2-(2) ①	県・市町が実施する施設整備を担う 民間事業者、行政職員を対象とした 施設整備に関する説明会等の実施数 (再掲)【健康福祉総務室】	1 回/年	5 回/年
2-(2) ②	商業施設等でバリアフリー化された 施設数(累計) 【健康福祉総務室】	1,855 施設	2,660 施設
2-(2) ②	県立学校の多機能トイレ設置率 【学校施設室】	84%	95%
2-(2) ②	県立学校の身体障がい者対応エレベ ーター設置率 【学校施設室】	43%	59%
2-(2) ④	住まい改修アドバイザー研修会の開 催回数(累計) 【住宅室】	12 回	17 回

3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供

	指 標	現状値 (21年度)	目標値 (26年度)
3-(1) ①	県・市町の派遣によりユニバーサルデザインのみちづくり研修を実施した企業等の数【健康福祉総務室】	6社/年	10社/年
3-(1) ③	ユニバーサルデザインに配慮した製品をホームページで紹介する件数(累計)【健康福祉総務室】	—	30件
3-(1) ④	県出納局単価契約物品に選定したユニバーサルデザインに配慮した製品の数(累計) 【健康福祉総務室】【会計支援室】	—	10品目
3-(2) ①	わかりやすい情報の提供に対する県職員の認識度(再掲) 【健康福祉総務室】	—	100%
3-(2) ①②	県政だよりの満足度 【広聴広報室】	80.3%	80.0%
3-(2) ①②	県民の得たいと思う県情報が得られている人の割合 【広聴広報室】	—	60.0%
3-(2) ②	手話通訳者および要約筆記者登録者数 【障害福祉室】	355人	405人
3-(2) ③	県のホームページへのアクセス件数 【電子業務推進室】	178万件/年	190万件/年
3-(3) ①	ユニバーサルデザインのみちづくりに対する県職員の理解度 【健康福祉総務室】	74%	100%
3-(3) ②	県・市町の派遣によりユニバーサルデザインのみちづくり研修を実施した企業等の数(再掲)【健康福祉総務室】	6社/年	10社/年